

特記仕様書

この物件については、収穫区域の標示であることから、収穫調査委託仕様書に定めるほか、以下について標示し、報告すること。

- 1 収穫区域界の区域標示テープ色については、監督職員から指示がされた場合は、指示によるものとする。
- 2 収穫区域界の標示間隔については、監督職員の指示によるものとする。
- 3 林小班ごとに収穫区域標示の実行前、実行中、実行後の写真を撮影し、報告すること。
また、その写真には日付、山名、林小班名を記載した表示を映り込ませること。
撮影間隔については、監督職員の指示によるものとする。